毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目次

**告　示**
○水源地域を指定する件の一部を改正する件　四八九
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件　四八九
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件　四八九
○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件　四九〇
○土地改良区の定款の変更を認可した件二件　四九〇
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件　四九〇
○道路の区域を変更する件　四九一
**公　告**
○落札者を決定した件　四九二
**福島県教育委員会教育長**
○一般競争入札を行う件　四九四

## 告　示

**福島県告示第六百八十四号**

水源地域を指定する件（令和七年福島県告示第八百十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十三日

福島県知事　内　堀　雅　雄

下郷町の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 下郷町 | 大字 | 合川、澳田、栄富、枝松、大内、大沢、大松川、落合、音金、小沼崎、沢田、塩生、白岩、新開、高陟、戸赤、豊成、中妻、中山、南倉沢、野際新田、三ツ井、弥五島及び湯野上 |
| | 字 | 荒石、石井、磯上、桑取火、沢口、志源行、原、日影、安張及び領毛 |

（復興・総合計画課土地水対策室）

**福島県告示第六百八十五号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年十一月十三日から令和九年三月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び大熊町ゼロカーボン推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月十三日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
大熊町原地区商業施設　福島県双葉郡大熊町大字下野上字原六十七番六十九
二　変更した事項
大規模小売店舗の所在地
（変更前）福島県双葉郡大熊町大字下野上字原六十七―六十九
（変更後）福島県双葉郡大熊町大字下野上字原六十七番六十九
三　変更した年月日
令和八年十一月二日
四　届出年月日
令和八年十一月二日
五　届出をした者
大熊町

（商業まちづくり課）

**福島県告示第六百八十六号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十一月十三日から同年十二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月十三日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシア安達店　福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか

二　法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要
　意見なし
三　法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
　意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第六百八十七号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

令和八年十一月十三日

福島県知事　内　堀　雅　雄

| 病名 | 畜種 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発見頭数 | 発見の場所 | 発見年月日 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 一頭 | 二本松市 | 令和八年一月四日 | 殺処分 |

（畜　産　課）

**福島県告示第六百八十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、戸ノ口堰土地改良区から令和八年十月十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月三十日認可した。

令和八年十一月十三日

福島県知事　内　堀　雅　雄

（農村計画課）

**福島県告示第六百八十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、棚倉町土地改良区から令和八年十月二十日付けで申請のあった定款の変更について、同年十一月四日認可した。

令和八年十一月十三日

福島県知事　内　堀　雅　雄

（農村計画課）

**福島県告示第六百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年十一月十三日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　大沼郡会津美里町大室字七城二七八
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　大沼郡会津美里町宮川字大樋戸乙六九二の一
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。
三　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　大沼郡会津美里町宮川字川向丙三四五の一から丙三四五の九まで
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町宮川字釜沢甲五五八の二
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町西本字中冑甲一三四六の三、甲一三四六のニ、甲一六一五、甲一六一六
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

六　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町東尾岐字鳥帽子嶽二六七二の三三、二六七二の三四
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

七　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町東尾岐字西沢八五六五、八五六七
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

---

**福島県告示第六百九十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十三日

福島県知事　内堀雅雄

| 路線名 | 区間 | 変更前変更後の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|---|
| 県道広野小高線 | 双葉郡浪江町大字棚塩字中舛倉五四一番二地先から同郡同町大字棚塩字三枚岩六番一地先まで | 変更前 | A'① 五・五～四〇・六 | 二八〇九・六 |
| | | 変更後 | A'② 一二・七～二六・六 | 三七八・七 |
| | 南相馬市小高区浦尻字北原一五五番六地先から同市小高区浦尻字北原八八番三地先まで | | B 五・四～六七・〇 | 二六五六・二 |
| | 双葉郡浪江町大字棚塩字町田九七番一地先から | | | |

公告

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 南相馬市小高区浦尻字北原八八番三地先まで | | | | |
| 双葉郡浪江町大字棚塩字町田九七番一地先から南相馬市小高区浦尻字北原八八番三地先まで | 変更後 | B | 五・四～五三・四 | 二六五六・二一 |

（道路計画課）

**公告第２０８号**

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第１項の規定により公告する。

令和８年11月13日

福島県知事　内　堀　雅　雄

１　落札に係る物品等の名称及び数量

⑴　凍結抑制剤Ａ（塩化ナトリウム（粒状）25kg／袋）　予定数量　9,000袋

⑵　凍結抑制剤Ｂ（塩化ナトリウム（粒状）0.5ｔ／袋）　予定数量　200袋

⑶　凍結抑制剤Ｃ（塩化ナトリウム（粒状）１ｔ／袋）　予定数量　330袋

⑷　凍結抑制剤Ｄ（塩化カルシウム（粒状）25kg／袋）　予定数量　29,920袋

⑸　凍結抑制剤Ｅ（塩化カルシウム（粒状）0.5ｔ／袋）　予定数量　910袋

２　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課　福島県福島市杉妻町２番16号

３　落札者を決定した日

令和８年10月16日

４　落札者の氏名及び住所

⑴　１の⑴に掲げる物品等　株式会社リンペイ　福島県福島市方木田字谷地18番地の１

⑵　１の⑵に掲げる物品等　株式会社リンペイ　福島県福島市方木田字谷地18番地の１

⑶　１の⑶に掲げる物品等　株式会社リンペイ　福島県福島市方木田字谷地18番地の１

⑷　１の⑷に掲げる物品等　株式会社リンペイ　福島県福島市方木田字谷地18番地の１

⑸　１の⑸に掲げる物品等　株式会社リンペイ　福島県福島市方木田字谷地18番地の１

５　落札金額
⑴　１の⑴に掲げる物品等　１袋あたり1,265円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
⑵　１の⑵に掲げる物品等　１袋あたり24,850円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
⑶　１の⑶に掲げる物品等　１袋あたり48,400円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
⑷　１の⑷に掲げる物品等　１袋あたり2,300円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
⑸　１の⑸に掲げる物品等　１袋あたり45,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
７　特例政令第６条の公告を行った日
令和８年９月４日

（入札用度課）

福島県教育委員会教育長

**公告第２０号**

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立福島商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第６条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の３第１項の規定により公告する。

令和８年11月13日

福島県教育委員会教育長　鈴　木　竜　次

１　入札に付する事項

⑴　借入物品の名称及び数量　福島県立福島商業高等学校情報教育コンピュータシステム　一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）

⑵　借入物品の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑶　借入期間　令和９年３月１日から令和15年２月28日まで

⑷　納入場所　入札説明書及び仕様書による。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

⑵　３に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

⑷　３に掲げる日から過去３年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

⑸　当該物品を借入期間中に確実に貸与できる者であること。

⑹　当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中に確実に履行できる者であること。

３　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、２の⑷から⑹までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和８年12月４日（金）午後４時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号960-0111　福島県福島市丸子字辰ノ尾１番地
福島県立福島商業高等学校　事務室
電話024-553-3451

４　契約条項を示す場所及び期間

３に掲げる場所において、令和８年11月13日（金）から同年12月４日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。）の午前８時20分から午後４時45分まで

５　入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

⑴　配布期間　４に掲げる期間に同じ。

⑵　配布場所　３に掲げる場所に同じ。

⑶　その他　郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、３に掲げる場所まで令和８年11月27日（金）午後４時までに必着で請求すること。

６　入札及び開札の日時及び場所等

⑴　日時　令和８年12月23日（水）午前10時

⑵　場所　福島県立福島商業高等学校　応接室（福島県福島市丸子字辰ノ尾１番地）

⑶　その他　郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和８年12月22日（火）午後４時までに３に掲げる場所に必着とする。

７　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金　この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

⑵　契約保証金　落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

８　入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立福島商業高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

９　入札の無効

２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札方法　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等　福島県立福島商業高等学校長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成８年福島県告示第320号）第１条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

⑹　その他　詳細は、入札説明書による。

11　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education at Fukushima Prefectural Fukushima Commercial High School incluing its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance. and removal, etc. (1 set)

⑵　Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 23 December 2026

⑶　Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 22 December 2026

⑷　Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Fukushima Commercial High School, 1 Tatunoo, Mariko, Fukushima City, Fukushima 960-0111 Japan TEL 024-553-3451

（教育総務課）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,560円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷